

第400回  
天草不知火海区漁業調整委員会  
議事録

令和6年(2024年)10月2日開催

## 第400回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和6年(2024年)10月2日(水) 午後1時30分から

開催場所 県庁行政棟本館 5階 審議会室

出席者

(出席委員) 江口幸男 前田和昭 桑原千知、佐々木倫一 友村喜一 廣田幸英  
深川英穂 澤田唯二 岸田光代 平岡政宏 一宮睦雄 藤田香織  
田中愛美

(欠席委員) 田代龍也、藤木美才

(漁業取締事務所) 主任技師 淵田智典

(水産振興課) 課長補佐 石動谷篤嗣、主幹 大塚徹、参事 佐藤陽

(事務局) 主幹 堀田英一 主幹 中根基行 技師 對馬康史

議 事

(1) 議 題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案

熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について(照会)

第3号議案

うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第4号議案

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区  
漁業調整委員会の提案議題に対する意見について(協議)

報 告

(1) くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理区分へ配分する数量の  
変更について

事務局

定刻になりましたので、ただいまから第400回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催に当り事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中13名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第400回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長

皆さん、こんにちは。

雨の中、ご出席いただき感謝する。幾分か、過ごしやすくなったが、海は、天草が不漁。養殖では、赤潮の影響も続いている状況。

議長

ただ今から第400回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は、友村委員と一宮委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは議事に入りたいと思います。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課より説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則には、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明いたします。資料2ページから16ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。

まず、法令集の上から1枚目のスライドの2番になります。新たに漁業を営みたいと要望のあった新規の許可漁業は、なまこけた網漁業

など6つの漁業です。

まずは、手繰第3種漁業なまこけた網漁業です。スライドは、3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。スライド3番の中央部の図のような「けた」と呼ばれる金属製の枠を使用して、右上の図のように網具に設置して漁具の網口を広げ、海底を曳く漁法で、なまこを漁獲します。10月から翌年3月まで操業可能となっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド4番の参考図に緑色で着色している天共第1号共同漁業権漁場内大矢野町維和地先です。許可予定の隻数は2隻で、その他の内容については、資料2ページから3ページに記載のとおりとなっています。手繰第3種漁業なまこけた網漁業については、以上です。

次は、磯建網漁業についてです。スライドは、5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。スライド5番の図のような漁具を海底に固定し、主たる漁獲物は地域によって異なりますが、ちぬ、たい、めばる、ぼら、いせえび等を漁獲します。漁業時期は今回公示を予定している区域では、11月から翌年4月となっています。今回公示する制限措置の操業区域は、スライド6番の参考図に青色で色付けしている、火共第1号共同漁業権漁場内です。許可予定の隻数は1隻です。その他の内容については資料4ページに記載のとおりとなっています。磯建網漁業については以上です。

次は、すくい網漁業についてです。スライドは、7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。スライド7番の図のように集魚灯で魚群を水面付近へ集め、海中へ漁具を沈め、魚群を包み込むようにすくい、漁獲する漁法です。主たる漁獲物はいわしで、周年操業が可能となっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド8番の参考図に黄色で色付けしている天共第8号共同漁業権漁場内天草町地先です。許可予定の隻数は1隻で、その他の内容については、資料5ページから6ページに記載のとおりとなっています。すくい網漁業については以上です。

次は、たこつぼ漁業です。スライドは、9番に漁法を10番に操業区域や隻数を示しています。スライド9番の右の図のような素焼きの壺を海底に設置して、たこを漁獲します。漁業時期は周年となっております。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド10番の参考図に色付けしている不知火海と共同漁業権漁場内の地先を組み合わせた区域や共同漁業権漁場内の地先です。許可予定の隻数は3隻で、その他の内容は資料7ページから10ページに記載のとおりとなっています。たこつぼ漁業については、以上です。

次は、かにかご漁業についてです。スライドは、11番に漁法を12番に操業区域や隻数を示しています。スライド11番の図のようなかごを設置し、かにかを漁獲します。漁業時期は、今回公示を予定している区域では、6月から9月までとなっています。今回、公示を予定している制限措置の操業区域は、スライド12番の参考図に青色で色付けしている天共第10号共同漁業権漁場内宮野河内地先です。許可予定の隻数は1隻で、その他の内容は資料11ページから12ページに記載のとおりとなっています。かにかご漁業については、以上です。

次は、その他のかご漁業についてです。スライドは、13番に漁法を14番に操業区域や隻数を示しています。スライド13番の図のようなかごを設置します。漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっています。操業区域はスライド14番の参考図に黄色で色付けしている天共第8号共同漁業権漁場内天草町地先、緑色で色付けしている天共第10号共同漁業権漁場内新和町地先、青色で色付けしている天共第10号共同漁業権漁場内宮野河内地先です。許可予定の隻数は3隻で、その他の内容については、資料13ページから16ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド15番をご覧ください。申請期間は、令和6年10月15日から令和6年10月25日までを予定しています。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

ただ今、水産振興課から第1号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

議長

はい。

委員

それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。

議長

次に、第2号議案「熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について」となっておりますが、水産振興課からその次の第3号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は第2号議案と関連する議案であることから、一括して説明したいとの申し出がっておりますので、第2号議案と第3号議案を一括して、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課です。

水産振興課

第2号議案及び第3号議案にかけては、うなぎ稚魚漁業に関連した事項ですので、まとめて説明をさせていただき、その後、議案毎に御審議頂きたいと思っております。着座にて説明します。

今回、第2号議案では、うなぎ稚魚漁業の許可をするに当たって必要な事項を規定する熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について照会し、第3号議案では、うなぎ稚魚漁業の許可をするに当たって必要な制限措置について諮問するものです。各議案について説明します。

まず、熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正についてです。資料の18ページをご覧ください。こちらは取扱方針の改正案になります。今回の改正は、方針内の文章の整理や年号の修正に伴うもので、改正の詳細は、資料27ページから32ページの新旧対照表に赤字で記

載しています。

資料の27ページをご覧ください。新規の許可等の取扱基準、第4条第1項(1)と(2)について、ただし書き以下の文言を削除しました。これは、令和5年が特別採捕であったために、ただし書きとしていたましたが、令和6年から許可になり不要となったためです。資料の28ページをご覧ください。漁具数の制限と従事者数の制限について、期間を令和元年産から令和6年産までに変更しています。

資料の29ページから30ページをご覧ください。これは、漁業種類が提灯たぶになりますが、29ページが「新」、30ページが「旧」を示しています。改正点は、許可の条件「エ」で、使用する漁具の条件をより具体的な表現に修正しています。次に資料31ページから32ページをご覧ください。漁業種類がちょうちん網で、先ほどと同じく修正しています。

次に、資料34ページをご覧ください。うなぎ稚魚漁業の制限措置の説明に移らせて頂きます。

熊本県漁業調整規則と熊本県うなぎ稚魚漁業取扱方針の規定により、漁業種類、操業区域、漁業時期などを内容とした制限措置を定めることとなっています。また、制限措置を定める際には、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されており、今回、諮問するものです。

制限措置は、漁業種類ごと、操業区域ごとに定める必要があり、海面におけるうなぎ稚魚漁業においては、たも網で抄うたも抄いと、定置網で採捕するちょうちん網に分かれています。今回は、たも抄いについてのみの諮問になります。

各漁業の概要につきましては、法令集の緑色の付箋のページに概略図を添付しておりますので適宜ご確認ください。

たも抄いについて説明します。今回、公示を予定しているのは34ページから39ページに記載の14の制限措置です。各制限措置の操業区域は資料に記載のとおりです。漁業時期は、12月1日から翌年4月30日までの100日以内としています。船舶を使用しない制限措置については、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は1人となっています。

船舶を使用する場合、船舶ごとに許可をする必要があり、許可すべき船舶の数は記載のとおりです。漁業を営む者の資格については、39ページにある別記のとおりです。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は令和6年10月21日から令和6年11月8日までを予定しています。また、3備考の(2)に許可をするに当たって付す条件を示しています。

制限措置の公示後の流れですが、申請者は、別途定める申請要領に従って、申請期間中に申請書を県へ提出します。県は、犯歴照会や書類の審査後、取扱方針に記載した許可の基準に従って許可し、許可証を交付します。以上で説明を終わります。

なお、取扱方針及び制限措置ともに字数が多く、内容の変更を伴わない軽微な修正につきましては、当課に御一任いただくことも併せて、御審議のほどよろしく申し上げます。

ただ今、水産振興課から2号議案並びに3号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

うなぎ稚魚漁業の直近3か年で、漁獲の推移を教えてください。

友村委員

直近3か年は、平年並みで令和3年漁期が96.545kg、令和4年漁期が37.504kg、令和5年漁期が29.394kgです。

水産振興課

友村委員よろしいですか。

議長

はい。

友村委員

それでは、無いようですので、お諮りいたします。第2号議案「熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の一部改正について」、特に異議なしと回答してよろしいですか。

議長

はい。

委員

それでは、第2号議案については、「特に異議なし」と回答します。引き続き、第3号議案についてお諮りいたします。第3号議案「うなぎ稚魚漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

議長

はい。

委員

それでは、第3号議案については、「特に意見なし」と答申します。続きまして、第4号議案「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る各県海区漁業調整委員会の提案議題に対する意見について」、事務局から説明をお願いします。

議長

委員会事務局でございます。

事務局

まず、本年度要望の前に、昨年度要望の経緯を説明いたします。経緯としては、本年5月17日に、令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会が開催され、本県からも江口委員長に出席いただき、令和5年度に提案した要望事項など審議、承認されました。その後、7月10日に水産庁をはじめとした関係省庁への要望活動が行われております。

要望活動結果につきましては、資料の40ページからになります。本県要望に関連する部分を中心に、概要を説明いたします。まず、資料の42ページをご覧ください。こちらは要望のIの海区漁業調整委員会制度についてです。

委員会制度の堅持の要望は、左端の番号1で、水産庁から制度の堅

持に努めていく旨回答があります。また、番号2、本県が要望する予算の確保については、委員会の活動に極力支障が無いよう予算確保に努める旨、水産庁から回答があります。

次に、資料の51ページをご覧ください。要望項目としてはⅣの沿岸資源の適正な利用になります。左枠の番号1の①、②が、本県が要望する大中型まき網の操業禁止区域拡大等に該当します。これに対し、水産庁からは、沖合漁業と沿岸漁業が話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、共存共栄を図っていくことが重要とされ、一方的な大臣許可漁業への規制強化は困難との回答が行われています。

さらに資料の55ページの左端の番号5の②をご覧ください。こちらにも、本県からの大中型まき網への指導強化の要望に該当する部分になります。

この要望については、水産庁から、全ての大臣許可でVMSの設置・常時作動等を義務付けるとともに法改正により、通信妨害の行為を禁止し、罰則を措置したと回答されています。また、集魚灯の使用など、VMSで対応できない違反については、取締方法を工夫するなどして対応していきたいと回答されています。

次に資料の67ページをご覧ください。こちらは要望のⅥの外国漁船問題等についてです。左端の番号3の②が本県から要望する東シナ海における漁船の安全確保において要望する外国漁船等の監視と日本の漁船等への情報提供に関するものです。水産庁、海上保安庁ともに、引き続き関係省庁と連携し、日本漁船の安全が確保されるよう政府全体として、適切に対応して参りたいと回答されています。

最後に、資料の74と75ページをご覧ください。要望のⅦの海洋性レジャーとの調整等になります。

本県要望に該当するのが、左端の番号3の①、②で対象者の把握の取組みについてであり、保険等の対応に関する部分としては、76ページの3の③になります。こちらは、水産庁及び国交省から、ミニボート等関係者の登録等の制度化は難しいとの回答があり、一方で、安全対策のため業界団体等を通じた周知徹底やマニュアル等も活用しながら講習会の開催など働きかける旨、回答されております。

さらに、水産庁から日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険は、漁港等に保管又は係留されている5トン未満のプレジャーボートが対象で、ミニボートも当該保険の対象であること、国交省から保険加入の啓発に取り組む旨、回答されています。要望活動結果の説明は以上です。

続きまして、令和6年度の提案議題について、説明します。

資料は77ページからになります。

令和6年度の提案議題については、全漁調連九州ブロック会長から提出の依頼があったため、各委員には、事前に昨年度の本県要望を基本に、追加修正等ないか確認いただき、会長と相談の上、今年度の提案議題案として提出しております。

今回、九州各海区の提案議題が出そろい、意見の照会がっておりますので、ご審議をお願いします。

まず、本県の各議題について、ご説明します。

はじめに、資料79ページの「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大並びに適正操業の指導強化について」です。

大中型まき網漁業は、網船と呼ばれる数十トンから数百トンの大型漁船を中心に船団を組んで操業し、広域的にあじ、さば、いわし、かつお、まぐろなどを漁獲することから農林水産大臣の許可を必要としています。同漁業の令和5年の漁獲量は、全国の海面漁業の約30パーセント、特に、まいわしやかつおでは、50パーセント以上を占め、知事許可漁業のような数トンから十数トンの小型の漁船を使用する沿岸漁業とのトラブルが発生するおそれがあることから、農林水産省令により操業禁止区域が設定されております。

資料106ページをご覧ください。熊本県近海の操業禁止区域を示した図になります。赤色の線より内側が省令で定められている大中型まき網漁業の禁止区域になります。本県の海域では、海岸から約2,500メートル以内が禁止区域となっておりますが、苓北町地先や天草市牛深町地先のように、禁止区域が設定されていない区域がある一方で、長崎県は約5,000から15,000メートル、鹿児島県も約4,000メートルまでが禁止区域となっております。

このように、熊本県海域の操業禁止区域は狭いため、昭和60年頃から大中型まき網漁業による熊本県沿岸での操業が増えてきました。

そのため、本県西海地区漁協連絡協議会と鹿児島県の大中型まき網漁業協同組合との間で話し合いが重ねられ、平成18年に両者で黄色い線で囲まれた区域での操業を控えるという協定が結ばれました。この区域は、現在も協定のみであり、強制力はなく違反しても罰則はありません。このため、操業禁止区域の拡大を引続き要望するものです。

次に、資料84ページの「東シナ海における漁船の安全操業確保について」です。

資料107ページに要望内容の対象海域となる日中暫定措置水域や以南水域の尖閣諸島周辺等の海域図を示させていただきました。

種子島、屋久島から沖縄諸島の西側に黒く塗りつぶして示してあるのが日中の暫定措置水域です。この暫定措置水域のさらに南側の尖閣列島を含む海域が以南水域です。この海域において本県漁船は、東シナ海はえ縄漁業4隻ほどが操業されていますが、単独で操業することから、集団で出現する中国漁船に漁場を占拠されて操業に支障を来すとともに、不安や脅威を感じていると伺っています。

特に近年の尖閣諸島を巡る情勢から、漁業者の不安は増しており、実際に中国漁船のみならず、接続水域に毎日のように中国海警局の船舶が航行するなど、怖くて操業できないという情報もあるようです。

現在、提供される外国公船や漁船の情報は尖閣諸島周辺に限られ、

その情報が出漁中の漁船に届くのに時間を要するため、漁業者からは、日中暫定措置水域も含めた広範囲における外国公船や漁船の位置情報等をリアルタイムに提供して欲しいとの要望があり、外国公船等の航行情報を漁業者向けに迅速に発信できるよう要望するものです。

次に、資料95ページの「ミニボート及びSUPによる海難事故の防止について」ご説明します。近年、マリレジャーの普及により、ミニボートやスタンドアップパドルボード通称SUPを利用した釣りやレジャーが盛んになり、海難事故も増えています。

ミニボートとは長さ3m未満、エンジン出力1.5kw未満の小型のボートを指しますが、ミニボートの利用に際して、基本的な海上交通のルールを知らない利用者が多く、漁船等からの視認性も悪いという特性を理解しないまま沖合に出て海難事故が発生しています。また、海面近くに浮かぶSUPは、さらに視認性が悪く、風波により沖合へ流されやすいことから、SUPを始めて3年以内の経験の浅い人が海難事故を起こすケースが多いとのこと。

このため、ミニボートやSUPによる海難事故の防止に向けた対応を要望するものです。

最後に、資料104ページの「海区漁業調整委員会の財政基盤の確保について」です。

海区漁業調整委員会は、永きにわたり漁業権の免許や許可方針等の協議、県内及び隣接県との漁業調整、資源管理に至るまで、幅広い役割を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

令和2年12月の改正漁業法では、水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させるという目的を掲げており、海区漁業調整委員会においても、漁業調整機構としての役割を十分果たすことが求められています。

そのためには、海区漁業調整委員会の積極的な活動が求められており、その活動のための財源確保が必要不可欠であります。

このため、海区漁業調整委員会の財政基盤を確保するため、国による更なる予算措置を要望するものです。

本県の海区委員会の提案議題についての説明は以上です。

次に、各提案議題への意見については、10月29日に開催される九州ブロック会議において、本県委員会の意見を回答する必要があり、ご協議いただくものです。資料の77ページをご覧ください。

各提案を確認したところ、本県海区の提案議題と競合するようなものはなく、ほとんどが継続案件で、新規の「遊漁者への安全啓発活動の強化」（長崎県）や「海区漁業調整委員会委員及び事務局員の資質向上」（大分県）も、全国要望の趣旨に沿った内容となっています。

修正や反対の意見については、具体的に修正案と理由を回答することとなり、また、賛同の場合は、その旨を回答することになります。

参考ですが、昨年度は、特に支障ないとして、全ての提案議題に賛同する旨、回答されています。ご審議よろしくお願いいたします。

ただ今、事務局から、第4号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

説明内容も多く、議論するのは、大変だが委員の皆様はいかがですか。

議長

それでは特に無いようですので、第4号議案は、事務局が示した案のとおり、また、他の提案に賛同する旨、回答してよろしいですか。

議長

はい。

委員

それでは、第4号議案については、事務局が示した案のとおり、また、併せて他県の提案に賛同する旨、九州ブロック会議の担当県に回答することとします。

議長

次は報告です。

「くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。「くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更について」報告させていただきます。着座にて説明させていただきます。

資料108ページをご覧ください。

上段の「国の留保からの配分に伴う都道府県別漁獲可能量の変更通知」に記載のとおり、くろまぐろ漁獲可能量における国の留保からの配分があり、本県の都道府県別漁獲可能量が変更されました。

国の留保からの配分は、留保枠が100トンを下回らない範囲で都道府県へ配分するものであり、今回は、令和5管理年度において本県配分量の8割以上消化するなどの漁獲監理実績を踏まえて多く配分されました。

なお、知事が特定水産資源の知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、漁業法第16条に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されています。

しかし、都道府県別漁獲可能量は、留保からの配分や融通などにより、管理年度途中に変更が生じることが見込まれ、それに伴い、知事管理漁獲可能量を速やかに変更する必要があります。このため、管理年度途中での都道府県別漁獲可能量の変更に伴う知事管理区分への配分量の変更については、令和6年1月18日開催の第396回委員会においてお諮りしたとおり、熊本県資源管理方針別紙に定められている配分方法に従って、都道府県別漁獲可能量の概ね9割を知事管理区分に配分し当委員会へ報告させていただくものです。

以上のことから下段の「知事管理漁獲可能量への配分結果」にありますとおり、今回、知事管理漁獲可能量は、小型魚が6.5トンから14.0トンに、大型魚が5.6トンから6.2トンに変更になりました。

なお、今回の小型魚と大型魚の知事管理漁獲可能量の配分量の変更については、令和6年6月18日付け県公報で告示するとともに、水産振興課のホームページ上で公開しました。

説明は以上です。

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

質疑等ないようですので、「くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理区分へ配分する数量の変更について」の報告は終わります。

議長

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

議長

事務局から、何かありませんか。

10月29日に福岡県で全漁調連九州ブロック会議が開催され、県を代表して江口委員長にご出席いただき、本日の提案議題や当会議の次期役員が協議されます。結果は、後日、お知らせいたします。

議長

それでは、これで第400回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。

事務局

以上

議長